

お客様各位



令和4年3月
中ノ郷信用組合

オレオレ詐欺などの特殊詐欺にご注意ください

現在、オレオレ詐欺をはじめとした、多様かつ巧妙な手口による特殊詐欺が発生しています。当組合や金融機関の職員、警察官や区役所職員などを名乗り、キャッシュカードを預かる、役所からお金が戻るのでATMを操作してほしいといった電話は、「詐欺」です。そのような不審な電話があった場合は、一人で判断せず、必ず、家族や知人、警察、または当組合へ必ずご相談下さい。

<特殊詐欺電話・手口の事例>

●キャッシュカード詐取詐欺

金融機関の職員や警察官を名乗り、「あなたのキャッシュカード、口座が悪用されています。すぐに自宅にお伺いします。」「キャッシュカードの手続が必要です。この封筒にキャッシュカードと暗証番号のメモを入れて下さい。」「封筒にあなたの割印が必要ですので印鑑を持ってきて下さい。」と言い、その場を離れた隙に、偽物のカードが入った封筒にすり替えし、「手続終了の連絡があるまで、この封筒は開封しないで下さい。」と告げ、本物のカードが入った封筒を騙し取り、自宅を離れた後、ただちにATM機で現金を引き出す。

●還付金詐欺

金融機関の職員や区役所職員を名乗り、「以前郵送でご案内した、役所からの還付金（戻し金）の手続申請がされていません。」「申請期限は今日までです。ATM機で手続が出来ますので、今から携帯電話を持って行って下さい。着いたら電話を下さい。」と言い、通話しながらATM機の操作指示をし、犯罪口座へ振込をさせる。

●オレオレ詐欺

子供、孫、親族になりすまし、「風邪を引いて声がおかしい。」「自分の携帯電話番号が変わった。」「会社のお金が入ったカバンを落としてしまった。」「会社のお金を使い込んでしまった。」「今日中に何とかしないとクビになる。」「弁護士（又は会社の上司）が取りに行くので現金を用意してほしい。」と言い、受け子となる共犯者に現金を受け取らせる。

以上